

国際すず理事会事件 インجلترا控訴院判決

MacLaine Watson & Co.Ltd. v. Department of Trade and Industry, Court of Appeal,
27 April 1988, [1989] 1 Ch. 72.

日本語参考文献 小寺彰「国際すず理事会事件」総合研究開発機構編『経済のグローバル化と法』（三省堂、1994 年）331-350 頁

事実

国際すず理事会(International Tin Council: ITC)は、すずの国際価格安定のために設立された国際機構である。ところが、1980 年以降すずの価格が低落する中、買い支えのための資金が尽きて 1985 年に破産した。

ITC は本部をロンドンに置いていた。そこで、ITC の債権者たちは、インجلتراの裁判所に、ITC に対する訴訟（厳密に言えば、ITC の管財人たる加盟国に対する訴訟）と並んで、ITC の加盟国に対する訴訟も提起した。本件は、後者の訴訟であり、被告はイギリス（を代表する通商産業省）である。原告は、加盟国は、ITC の債務につき連帯してもしくは個別に責任を負うと主張した。

Nourse判事（少数意見）

[215E]

国際機構の債務につき加盟国が責任を負うかどうかは、国際機構を設立する国家が決定できることである。

[218E]

ITC は、ITC 加盟国と一体とまでは言えないとしても、ITC 加盟国は ITC の活動に参加し、活動をコントロールしている。

[218F]

加盟国は、生産過剰時には ITC の手元資金が不足することを当然予想していたはずである。

[219C]

加盟国は ITC の債務につき責任を負うことを意図していた、と客観的に言うことができる。

Kerr判事（多数意見）

[183H]

Nourse 判事の結論を支持する学説はあるが、学説に過ぎない。

[185C]

Nourse 判事の結論を支持する国際法規範は存在しない。